

事 務 連 絡  
令和5年8月25日

各都道府県バス協会 専務理事 殿

公益社団法人 日本バス協会  
理事長 石指 雅啓

新たな運賃・料金の実施後に学校行事として行われる旅行に  
利用される貸切バスの契約にかかる取り扱いについて

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
新たな運賃・料金の実施後に学校行事として行われる旅行に利用される貸切バスの契約にかかる取り扱いについて、令和5年8月25日に国土交通省自動車局旅客課長より別紙のとおり事務連絡がありました。また、日本バス協会理事長あてに別紙のとおり補足連絡もありました。その旨了知いただきますよう、よろしく願いいたします。